第六十八条の五十五第一項中「補てん」を「補塡」に改め、同項第六号中「火災共済協同組合及び中小企業等協同組合法第九条の九第一項第三号」を「中小企業等協同組合法第九条の九第三項に規定する火災等共済組合（第四項において「火災等共済組合」という。）及び同条第一項第三号」に改め、同条第四項中「火災共済協同組合」を「火災等共済組合」に改め、同条第十二項中「第六十八条の四十四第五項」を「第六十八条の四十三の二第四項」に改め、同条第十三項中「補てん」を「補塡」に改める。

第六十八条の五十六第一項中「補てん」を「補塡」に改め、同条第八項中「第六十八条の四十四第五項」を「第六十八条の四十三の二第四項」に改め、同条第九項中「補てん」を「補塡」に改める。

第六十八条の五十七第七項、第六十八条の五十七の二第六項及び第六十八条の五十八第八項中「第六十八条の四十四第五項」を「第六十八条の四十三の二第四項」に改める。

第六十八条の六十一第三項中「若しくは」を「又は」に改め、同条第七項中「第六十八条の四十四第五項」を「第六十八条の四十三の二第四項」に改め、同条第十三項中「第六十八条の四十三第一項に規定する特定株式等」を「第六十八条の四十三第二項第六号の特定株式等（当該海外自主開発法人に対する貸付金又は社債で政令で定めるものに係る債権であつて、当該海外自主開発法人の株式又は出資を取得することが困難である場合として政令で定める事情がある場合に取得されるものを含む。）」に、「同項及び同条第八項」を「同条第一項及び第八項」に改める。

第六十八条の六十三第一項中「指定の日以後」を「提出の日以後」に改め、「（同表の第三号の上欄に掲げる連結法人にあつては、同号の中欄に掲げる地区内において同号の下欄に掲げる事業に従事する者の人件費として政令で定める費用の額の合計額の百分の二十に相当する金額を限度とする。）」を削り、同項の表の第一号の上欄中「第二十九条第一項」を「第二十八条第五項」に、「指定」を「提出」に改め、同号の中欄中「同項の規定により」を「同法第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画において同法第二十八条第二項第三号に規定する」に、「指定された」を「定められている」に改め、「（同条第四項又は第五項の規定により変更があつたときは、その変更後の地区）」を削り、同表の第二号の上欄中「第四十二条第一項」を「第四十一条第五項」に、「指定」を「提出」に改め、同号の中欄中「同項の規定により」を「同法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画において同法第四十一条第二項第二号に規定する」に、「指定された」を「定められている」に改め、「（同条第四項又は第五項の規定により変更があつたときは、その変更後の地区）」を削り、同表の第三号を削り、同条第七項中「地区」の下に「又は第二項に規定する経済金融活性化特別地区として指定された地区」を加え、「同項に」を「第一項に規定する提出の日又は第二項に」に、「同項の」を「これらの」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項」を「これらの規定」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これらの規定」に改め、同項第一号中「第六十八条の十三」を「第六十八条の十三第一項又は第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、各連結事業年度終了の日において沖縄振興特別措置法第五十六条第一項の規定による認定を同法第五十五条第一項の規定による指定の日から平成二十九年三月三十一日までの間に受けた連結法人に該当するもの（当該指定の日以後に設立されたもので、同項の規定により経済金融活性化特別地区として指定された地区（同条第四項又は第五項の規定により変更があつたときは、その変更後の地区）内に本店又は主たる事務所を有するものに限るものとし、前項の規定の適用を受ける連結事業年度における当該適用に係る連結法人を除く。）が、当該各連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の設立の日から同日以後十年を経過する日までの期間（当該連結親法人又はその連結子法人が合併により設立された法人である場合その他の政令で定める場合には、当該期間のうち政令で定める期間）内に終了する連結事業年度に限る。）において、当該連結親法人又はその連結子法人の所得の金額として政令で定める金額を有する場合には、当該金額の百分の四十に相当する金額に当該連結事業年度終了の日における当該連結親法人又はその連結子法人の当該地区内の事業所で当該連結親法人又はその連結子法人の事業に従事する者の数の当該連結親法人又はその連結子法人の事業に従事する者の総数に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合を乗じて計算した金額の合計額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第六十八条の六十三の二第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、「又は第六十八条の十五若しくは同条の規定に係る第六十八条の四十一第一項若しくは第十一項の規定」を削り、「第四項」を「第五項」に改め、同条第七項中「第二項、第三項」を「第二項から第四項まで」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「、第四項」を「、第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる規定の適用を受ける連結事業年度における当該適用に係る連結法人については、適用しない。

一　第六十八条の十四第一項から第三項まで又は第六十八条の十五第一項から第三項までの規定

二　第六十八条の十四第一項又は第六十八条の十五第一項の規定に係る第六十八条の四十第一項又は第四項の規定

三　第六十八条の十四第一項又は第六十八条の十五第一項の規定に係る第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

第六十八条の六十三の三第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第六十八条の六十四第一項中「第十二条の二第二項」を「第十三条第二項」に改め、同条第五項中「第六十八条の四十四第五項」を「第六十八条の四十三の二第四項」に改める。

第六十八条の六十五第一項中「適格現物分配」を「法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配」に改める。

第六十八条の六十六第五項中「連結親法人」を「連結親法人若しくはその連結子法人が各連結事業年度において支出する第一項に規定する交際費等の額のうち同項に規定する接待飲食費の額がある場合又は連結親法人」に、「支出する第一項」を「支出する同項」に、「、同項」を「同項及び第二項」に、「第一項の」を「第一項又は第二項の」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前項第二号」を「第四項第二号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第二号」を「以下この項」に、「をいう」を「をいい、第一項に規定する接待飲食費とは、同項の交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用（専ら当該連結親法人又はその連結子法人の法人税法第二条第十五号に規定する役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く。第二号において「飲食費」という。）であつて、その旨につき財務省令で定めるところにより明らかにされているものをいう」に改め、同項第二号中「飲食その他これに類する行為のために要する費用（専ら当該連結親法人又はその連結子法人の法人税法第二条第十五号に規定する役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く。）」を「飲食費」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　第二項の規定は、連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に同項第一号に規定する定額控除限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

第六十八条の六十六第二項を同条第三項とし、同条第一項中「連結法人の各連結事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度（以下この項において「連結親法人事業年度」という。）が平成十八年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始するものに限る。）において、その連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人が当該各連結事業年度において支出する交際費等の額の合計額（当該」を「前項の場合において、同